

計算書類に対する注記

法人全体

1. 継続事業の前提に関する注記

特になし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等・・・償却原価法

その他の有価証券・・・総平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物、構築物、車両運搬具、器具・備品、機械装置、ソフトウェア、水道負担金・・・定額法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース取引・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・職員の賞与の支給に備えるため、夏季賞与に係る見込金額のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上している

退職給付引当金・・・職員の退職金の支給に備えるため、岡山県民間社会福祉従事者共済制度における掛け金累計額と同額を退職給付引当金として計上している

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

福祉医療機構による退職金共済制度

岡山県民間社会福祉従事者共済制度による退職給付制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類

(会計基準省令 第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表

(会計基準省令 第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第3様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令 第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益・収益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令 第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 本部 拠点区分（社会福祉事業）
 - 「本部」
- イ 障害者支援施設 しずたに 拠点区分（社会福祉事業）
 - 「しずたに 施設入所支援」
 - 「しずたに 生活介護」
 - 「しずたに 短期入所」
- エ 閑谷福祉会 地域ホーム 拠点区分（社会福祉事業）
 - 「閑谷福祉会 地域ホーム」
- オ グループホーム もみじの里 拠点区分（社会福祉事業）
 - 「グループホーム もみじの里」
- カ ホームヘルプ もみじの里 拠点区分（社会福祉事業）
 - 「ホームヘルプ 老人居宅介護等事業」
 - 「ホームヘルプ 有償運送」
 - 「ホームヘルプ 移動支援」
- キ 東備地域生活支援センター 拠点区分（社会福祉事業）
 - 「支援センター III型」
 - 「支援センター 特定相談支援」
 - 「支援センター 地域移行・地域定着」
- ク 瀬戸内市地域生活支援センター 拠点区分（社会福祉事業）
 - 「スマイル 指定管理」
 - 「スマイル I型」
 - 「スマイル 地域定着支援」
 - 「スマイル 計画相談支援」
- ケ ワークセンター・せと 拠点区分（社会福祉事業）
 - 「ワーク・せと 生活介護」
 - 「ワーク・せと 自立訓練」
 - 「ワーク・せと 就労移行支援」
 - 「ワーク・せと 就労継続B型」
- コ ワークセンター・わけ 拠点区分（社会福祉事業）
 - 「ワーク・わけ 生活介護」
 - 「ワーク・わけ 就労継続B型」
- サ ワークセンター・あかいわ 拠点区分（社会福祉事業）
 - 「ワーク・あかいわ 生活介護」
- シ 閑谷デイサポート・わけ 拠点区分（社会福祉事業）
 - 「デイサポート・わけ 生活介護」
- ス にじいろスクエア・せとうち 拠点区分（社会福祉事業）
 - 「児童発達支援センター ひよこ」
 - 「放課後等デイサービス ことり」
 - 「生活介護 ひばり」
 - 「日中一時支援」
 - 「短期入所 かもめ」
- セ ワークセンター・せと 拠点区分（収益事業）
 - 太陽光 ワークセンター・せと
- ソ ワークセンター・あかいわ 拠点区分（収益事業）
 - 太陽光 ワークセンター・あかいわ
- タ にじいろスクエア・せとうち 拠点区分（収益事業）
 - 太陽光 にじいろスクエア・せとうち

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|---------------|-------|------------|---------------|
| 土地 | 276,243,843 | 0 | 0 | 276,243,843 |
| 建物 | 824,558,462 | 0 | 36,199,805 | 788,358,657 |
| 合 計 | 1,100,802,305 | 0 | 36,199,805 | 1,064,602,500 |

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当無し

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

| | | |
|---------------------------------------------|-------------|---|
| 土地（基本財産）閑谷福祉会 地域ホーム ヴィラ 敷地 和気郡和気町日笠下513-1 | 2,200,924 | 円 |
| 建物（基本財産）閑谷福祉会 地域ホーム ヴィラ | 33,128,454 | 円 |
| 建物（基本財産）閑谷福祉会 地域ホーム ヴィラ 電気設備 他 | 9,518,760 | 円 |
| 土地（基本財産）グループホームもみじの里 アネックス敷地 和気郡和気町日笠下513-1 | 2,829,759 | 円 |
| 建物（基本財産）閑谷福祉会 地域ホーム アネックス | 38,387,662 | 円 |
| 建物（基本財産）閑谷福祉会 地域ホーム アネックス 電気設備 他 | 12,153,331 | 円 |
| 土地（基本財産）にじいろスクエア・せとうち 敷地 瀬戸内市邑久町山田庄873-1他 | 104,043,200 | 円 |
| 建物（基本財産）にじいろスクエア・せとうち | 273,384,979 | 円 |
| 建物（基本財産）にじいろスクエア・せとうち 外構工事 他 | 120,675,782 | 円 |
| 合計 | 596,322,851 | 円 |

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

| | | |
|----------------------------------|-------------|---|
| 設備資金借入金 岡山東農業協同組合（グループホーム もみじの里） | 15,356,512 | 円 |
| 設備資金借入金 トマト銀行（にじいろスクエア・せとうち） | 129,984,000 | 円 |
| 合計 | 145,340,512 | 円 |

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

| | 取得価額 | 減価償却 累計額 | 当期末残高 |
|--------------|---------------|-------------|-------------|
| 建物（基本財産） | 1,300,348,839 | 511,990,182 | 788,358,657 |
| 建物（その他の固定資産） | 45,549,986 | 10,690,024 | 34,859,962 |
| 構築物 | 90,734,340 | 55,466,710 | 35,267,630 |
| 車両運搬具 | 41,129,533 | 39,615,059 | 1,514,474 |
| 器具及び備品 | 140,867,294 | 109,562,823 | 31,304,471 |
| 機械及び装置 | 1,626,000 | 676,864 | 949,136 |
| 有形リース資産 | 25,380,000 | 6,775,056 | 18,604,944 |
| ソフトウェア | 4,111,500 | 3,201,779 | 909,721 |
| 水道負担金 | 3,159,470 | 1,297,217 | 1,862,253 |
| 合 計 | 1,652,906,962 | 739,275,714 | 913,631,248 |

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-----------------|-----|---------------|----------|
| 徴収不能引当金は計上していない | | | |
| 合 計 | | | |

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

| 種類及び銘柄 | 帳簿価額 | 時 価 | 評価損益 |
|---------|------|-----|------|
| 所有していない | | | |
| 合 計 | | | |

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

13. 重要な偶発債務

特になし

14. 重要な後発事象

特になし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

特になし